

TQ DELTA, LLC v. CISCO SYSTEMS, INC.事件、上訴番号2018-1766 (CAFC、2019年11月22日)。
Reyna裁判官、Hughes裁判官、Stoll裁判官による審理。PTABの決定を不服としての上訴。

背景:

TQ Delta社は、高速インターネット送信に関する特許を侵害しているとしてCisco社を提訴した。これらの特許は、「キャリア」と呼ばれる一連の狭い周波数帯域で複数のビットが同時に送信されるときに発生する信号のピーク対平均電力比(PAR)に関連する問題に対応している。PARの問題は、キャリアがデータ送信のために単一信号に結合される際に発生する。

特に、伝送されたビットの多くが実質的に同時に同じ値(すなわち、0もしくは1)を有している場合、結合された信号は問題のある高振幅波とクリッピングイベントをもたらす。本発明は、これらの問題を考慮して、キャリアの位相をスクランブルし、ビットの多くが同じ値を有する場合でも、キャリアが同時にピークにならないようにすることによりPARを低減させる。

Cisco社は、特許の有効性に異議を申し立てるため、PTABにて当事者系レビュー(inter partes review)手続きを開始した。PTABは、審理中に、異議申し立てのあった特許の全クレームを無効化し、Cisco社が主張する2件の文献の組み合わせに基づきクレームを自明であるとした。主要文献では、低電力レベルでいくつかのキャリアに単一ビットの伝送を拡散して、それから受信側で信号を「逆拡散すること(despreading)」により、各キャリアの高ノイズレベルの問題が対処されている。二次文献では、送信データと共に送られる「オーバーヘッドチャネルシンボルをランダム化するための」位相スクランブルシーケンスの適用について簡単に言及されている。いずれの文献にても、PARもしくはクリッピングについての説明はない。

PTABは、審理中にCisco社の専門家証人の証言に同意した。この証言とは、当業者であるならば、クレームに記載の主題を自明とするために文献を組み合わせるように動機付けられたであろうというものであった。この専門家は、当業者であるならば、主要文献にて発生する可能性のあるPARを低減させるための解決策として二次文献が開示する位相スクランブルの使用を認識したであろうと証言した。PTABは、これらの事実結果に基づき、異議申し立てのあった特許を無効とした。TQ Delta社は、この決定を不服として上訴した。

争点/判決:

PTABは、異議申し立てのあった特許のクレームを自明であるとして無効とすることにおいて誤りをなしたか。然り、原決定が覆される。

審理内容:

CAFCは、PTABが専門家の証言にほぼ独占的に依拠しているように思われたため、文献を組み合わせる証拠が不十分であるとした。これは、主要文献のPARを提示させるため、二次文献のランダム化を使用する動機に関する、サポートされていない結論的な供述を提示したのみである。CAFCは、PTABが「当業者が本発明の時点でこれらの文献を組み合わせる動機付けとなる理由についての意味のある説明」をしなかったことを考慮して、PTABは異議申し立てのあった特許のクレームを自明であるとして無効とすることにおいて誤りをなしたとした。